

神タ協発第77号

令和7年7月22日

神奈川県最低賃金審議会

会長 赤羽 淳 殿



一般社団法人 神奈川県タクシー協会

会長 伊藤 宏



神奈川県最低賃金額改定に当たっての意見提出について

謹啓、平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会は、神奈川県内のハイヤー・タクシー事業者172社で構成する一般社団法人ですが、令和7年7月3日付け神奈川労働局一般公示第18号でお示しのあった、最低賃金法第25条第5項に基づく意見を下記のとおり提出しますので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

謹白

記

昨年度の最低賃金の改定では、27県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る引上げが行われ、過去最高となる全国加重平均額1,055円となり、51円の大幅な引上げとなりました。

昨今の深刻な人材不足と円安による物価上昇が続く中、大手企業は賃上げの動きが広がっておりますが、中小企業・小規模事業者が大半を占める法人タクシー事業においては、原材料や人件費などコスト増加分の価格転嫁が重要であるものの、タクシー事業の主たる収入である運賃は国の認可制であり、自助努力のみによつての価格転嫁は非常に難しい状況にあります。

さらに、エネルギー価格の高止まり、乗務員の人材確保費用、加えて社会保険の適用拡大等、雇用に伴う負担はより大きくなり、経営コストが急激に上昇する中、輸送需要は徐々に回復しつつも、他業界と同様に人材不足を抱え、まだまだ厳しい経営状況が続いており、賃上げの原資を十分確保できる環境に至っておりません。

また、我々タクシー業界における最低賃金額の地域間格差について申し上げますと、タクシー乗務員の賃金体系が殆どの事業者において歩合制賃金となっており、月当たりの売り上げによって賃金が支払われております。神奈川県内の令和7年3月期の1日1車当たりの平均売り上げは47,000円程度であるのに対し、東京都内の同期比の平均売り上げは57,000円を超え10,000円以上の大きな格差となっており、月当たりの売り上げに換算すると120,000円以上の大きな格差となり、これが賃金の格差に直結します。

なお、令和6年6月の厚生労働省賃金構造基本統計調査によると、神奈川県内のタクシー乗務員の平均年間給与推計額が約420万円に対し、東京都では約502万円と約80万円近くの格差となっております。

このように賃金において大きな地域間格差があるにも関わらず、昨年度は東京都の最低賃金と1円しか変わらない状況に納得できるものではありません。

また、タクシー運賃については、他の価格と異なり、運賃改定に最低でも10か月程度の月日を要し、直ちに転嫁ができない状況になっております。その上で事業収益が上がらない状況下での人件費増は、雇用の削減、設備投資の抑制などにより、経営に大きく影響し、安定した輸送の供給に繋がらないと考えます。

我々タクシー業界としても日本経済の回復のため、賃金の引き上げの必要性については理解しておりますが、あくまでも賃金の引き上げは生産性の向上によるものでなければならず、経営コストが急激に上昇する中での事業者の経営実態を超える最低賃金の大幅な引き上げは容易に受け入れられるものではありません。

貴会におかれましては、タクシー事業並びに中小企業・小規模事業者の実情に御理解を賜りますとともに、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重の上にも慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。